

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1) 基本的な考え方

当社は、「人々のココロとカラダの健康を追求し、地域社会に貢献する」を経営理念として掲げ、「おもてなしNO.1になる」ことをコーポレートスローガンとし、「地域におけるヘルスケアネットワークの構築」と「社会に必要とされる優れた人財の育成」のミッションを果たすことで、幅広く社会から信頼を得て、持続的に中長期的な企業価値を向上させてまいります。

その実現のためには、意思決定の透明性・公正性・迅速性を確保し、株主をはじめとするすべてのステークホルダーとの信頼関係を構築していくことが重要だと考えております。

2) 基本方針

(1) 株主の権利と平等性の確保に努めます。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めます。

(3) 会社情報を分かりやすく、有用性の高い情報として適切に開示し、透明性を確保するよう努めます。

(4) 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、収益力・資本効率等の改善を図るために役割・責務を適切に果たすよう努めます。

(5) 株主との建設的な対話に努めます。

3) 監査等委員会設置会社

当社は2016年6月28日の定時株主総会での承認をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンスをより一層充実させるとともに、取締役への権限委譲により迅速な意思決定を行い、経営の効率性を高めることにより、更なる企業価値の向上を図ることを目的としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の全てを実施しております。

【更新概要】=====

「原則4-11「取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件」について、2019年6月26日の定時株主総会における女性取締役の選任により、ジェンダー面を考慮した取締役会の構成とし、本原則に対応いたしました。なお、国際性の面の多様化につきましては、現在、当社の事業領域の大半が国内にあるため現段階では対応は不要と考えております。

=====

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

第1章 株主の権利・平等性の確保

【原則1-4「政策保有株式」

1. 政策保有に関する方針

当社は、持続的な成長を図りながら、経営理念を実現していくためには、様々な企業との協力関係が必要と考えています。そのため、経営計画や発行会社との取引関係などを総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上に必要な場合、政策保有株式を保有しています。政策保有株式として上場株式を保有する場合、毎年、取締役会にて利益相反の有無を含め保有の是非を検証し、資本コスト等を勘案の上、保有する意義、経済合理性が乏しいと判断するものについては、市場動向等を勘案の上、売却検討対象といたします。尚、保有の目的や合理性については有価証券報告書にて開示いたします。

2. 議決権の行使

議決権の行使にあたっては、発行会社の提案に無条件に賛成することなく、各議案が当社グループの株主利益に寄与し、当該企業の企業価値や経営効率の向上に資するかの検討に加え、財務の健全性の毀損につながるものでないか等、保有方針と照らし合わせ総合的に判断の上、適切に行使いたします。

【原則1-7「関連当事者間の取引」

当社では、当社や株主共同の利益を害することを防止するため、取締役会規程及び職務権限規程を定め、取締役、執行役員及び主要な株主と会社との取引について、会社法上必要なものも含め取締役会で決議いたします。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【原則2-6「企業年金の資産オーナーとしての機能発揮」

当社は、現在、企業年金を運用していないため資産オーナーに該当していませんが、従業員への福利厚生の一環として確定拠出型年金制

度を導入しております。そのため、従業員の資産形成に資する資産運用に関する知識向上に向けた取り組みを行っております。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【原則3-1. 情報開示の充実】

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の目指すところ(経営理念・コーポレートスローガン・ミッション)や経営戦略、経営計画は、当社ホームページ(以下のURL)に開示しております。

<https://corp.cocokarafine.co.jp/corporate/philosophy.html>

https://corp.cocokarafine.co.jp/ir/pdf/20151127_ir_2Q.pdf

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

3. 経営陣幹部・取締役の報酬決定に当たっての方針と手続

経営陣幹部・取締役(社外取締役、監査等委員は除く)の報酬については、役割や責任に応じた固定報酬と、会社業績や経営計画に連動性を確保した業績連動報酬、及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることなどを目的とした、対象期間中の中期経営計画に定める会社業績等に連動する業績連動型株式報酬にて構成されています。社外取締役、監査等委員に關しましては、固定報酬のみとしております。

監査等委員を除く取締役の固定報酬については、株主総会で承認された報酬枠のなかで取締役会の決議により決定し、業績連動報酬については、毎年の業績・経営環境を考慮しつつ、取締役の報酬枠の範囲内で、取締役会の決議により決定します。業績連動型株式報酬は、対象期間中の中期経営計画に定める会社業績等の数値目標の達成率等に応じた当社普通株式等の交付等を、株主総会で承認された金銭報酬債権の上限額及び普通株式数の上限数内で、監査等委員会における審議結果を踏まえ取締役会の決議により決定します。監査等委員の報酬については、株主総会で承認された報酬枠のなかで、監査等委員会にて協議、決定いたします。

4. (1) 経営陣幹部の選任と取締役(監査等委員は除く)・監査等委員候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選任、取締役(監査等委員は除く)候補の指名にあたり、高い人望・品格・倫理観を有し、経営に關して的確かつ迅速な経営判断能力・リスク判断能力を持ち、業務執行の管理・監督を適切に行えることを基準として、全体的なバランスを考慮の上、監査等委員会の意見を踏まえ取締役会にて決定いたします。監査等委員候補の指名については、高い人望・品格・倫理観を有し、財務・会計・法務に關する知見、当社事業に關する知識や経営全般に亘る経営監督能力に優れていることなどを考慮の上、監査等委員会の同意を得て取締役会にて決定いたします。

(2) 経営陣幹部の解任を行うにあたっての方針と手続

経営陣幹部の解任にあたっては、職務執行に關する不正行為や法令・定款違反の行為があった場合、公序良俗に反する行為を行った場合、健康上の理由等から職務の継続が困難となった場合、職務を懈怠することにより著しく企業価値を棄損させた場合、取締役選定基準に定める資質を喪失した場合等に、取締役会において検証の上決定いたします。

5. 個々の選任・指名についての説明

取締役の選任・解任、指名の理由は「定時株主総会招集ご通知」等に記載いたします。

第4章 取締役会等の責務

【補充原則4-1(1)】

独立社外取締役も出席する多様性を持った取締役会は、経営理念、経営戦略、リスク、ビジネスチャンスなどを中長期的な企業価値向上、持続的な成長の観点から、経営の意思決定・監督機関として審議いたします。

グループの業務執行に關する重要事項を審議する機関として、グループ経営会議を設置しております。

取締役会規程及び職務権限規程を制定し、取締役会として何を判断・決定するかを明確にするとともに、意思決定及び執行の迅速化をはかるため、一部を取締役に委任しております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

現在、当社の取締役は8名であり、うち5名が独立社外取締役であります。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、「役員の独立性基準」を定め、当社ホームページ(以下のURL)に開示しております。

<https://corp.cocokarafine.co.jp/ir/policy/governance.html#ac05>

【補充原則4-10(1)】

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役8名のうち独立社外取締役が5名と取締役会の半数以上を占めております。任意の指名・報酬諮問委員会は設置しておりませんが、その設置について積極的に検討しております。なお、現在、経営陣幹部、取締役の指名・報酬などの重要な事項に關する検討にあたり、監査等委員会において意見形成すると共に、独立社外取締役から事前に適切な関与・助言を得ております。

【補充原則4-11(1)】

経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行うため、社内取締役は豊富な業務経験を持った業務執行役員などの中から選任します。社外取締役は、企業経営にかかる実践的な視点、もしくは専門的な視点を持ち、高い見識に基づく経営の適法性・妥当性・効率性を判断出来る者から全体的なバランスを考え選任しています。

取締役の員数は定款で、取締役(監査等委員である取締役を除く)は8名以内、監査等委員である取締役は5名以内と定めており、上記方針にて取締役候補者の選任案を作成し、取締役会で決議の上、株主総会に付議しています。今期の取締役数は、取締役(監査等委員である取締役を除く)5名、監査等委員である取締役3名の計8名の構成です。

【補充原則4-11(2)】

当社は、取締役の主要な兼職状況について、株主総会招集ご通知で毎年開示しています。詳細については当社ウェブサイトをご参照ください。

(「定時株主総会招集ご通知」の掲示URL) <https://corp.cocokarafine.co.jp/ir/stockinfo/annualmeeting.html>

【補充原則4-11(3)】

取締役会の実効性評価

実施方法

当社は、取締役会の実効性評価にかかるアンケートを、毎年、全取締役を対象に行っております。アンケート結果により、取締役会の構成、運営、検討状況を分析・評価し、抽出した課題を改善することにより、取締役会の実行性向上に努めています。

結果

前回の評価結果との比較において、取締役会の審議・報告事項の委任内容の見直し適切化や社外取締役の役割・機能の一層の発揮について、改善が進んでいると評価され、取締役会全体の実効性は着実に向上していると判断しています。一方、更なる実効性向上に向けた課題として、経営戦略に対する取締役会のPDCAプロセス充実を求める意見がありました。当社は、今後も認識された課題の改善に取り組み、取締役会の実効性の一層の向上に努めてまいります。

【補充原則4-14(2)】

取締役がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニング及び情報提供を適宜実施します。特に新任時においては、役員に求められる知識が得られる機会を提供し、就任後も必要に応じて継続的なトレーニング・情報提供を実施し、その費用の支援も行います。

第5章 株主との対話

【原則5-1「株主との建設的な対話に関する方針」】

会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主との間で建設的な対話を行うことを基本方針としております。株主との対話は、経営陣幹部・IR広報担当役員が対応するとともに、専任組織であるコーポレートリレーション部が、各部門及び各子会社からの情報を統括するなど、対話を補助する体制を整えております。

また、定期的な国内外の投資家向けの説明会や国内の主要都市での個人投資家向け説明会の開催、個人投資家説明会の動画配信の他、ウェブサイト、株主向け機関紙による情報発信や株主アンケート調査などを行っております。

対話を通じた株主からの意見については、定期的に取締役会に報告するなど経営陣幹部や取締役会が適時に共有する仕組みを構築しております。対話に際しては、当社の「内部情報管理規程」に基づき、インサイダー情報の管理を行っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(管理信託口)	1,683,240	6.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	912,100	3.78
ココカラファイン従業員持株会	911,630	3.78
セガミ不動産株式会社	835,920	3.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	738,100	3.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	607,900	2.52
第一三共ヘルスケア株式会社	605,017	2.51
齊藤 真由美	592,004	2.45
株式会社三菱UFJ銀行	446,848	1.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	434,100	1.80

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明更新

「大株主の状況」は2019年3月31日時点の株主名簿に基づいて記載しております。なお、当社が保有する自己株式(1,377,564株)につきましては、「大株主の状況」からは除いております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
谷間 真	公認会計士											
河合 順子	弁護士											
坂本 朗	他の会社の出身者											
鳥居 明	公認会計士											
橋本 学	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

谷間 真		○	——	谷間真氏は、10年以上にわたり他業の現役経営者として様々な業界で活躍しており、また公認会計士・税理士として培われた専門的な知識・経験に基づく優れた経営判断能力・リスク判断能力を有しております。当社の業務執行の管理・監督を適切に行えるものと判断し、社外取締役役に選任しております。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
河合 順子		○	——	河合順子氏は、弁護士として「基本的人権の擁護、社会正義を実現」に向けて日々取り組むとともに、企業法務として国内外で活躍しており、そこで培われた専門的な知識・経験に基づく優れた経営判断能力・リスク判断能力を有しております。当社の業務執行の管理・監督を適切に行えるものと判断し、社外取締役役に選任しております。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
坂本 朗	○	○	——	坂本朗氏は、直接、会社経営に関与したことはありませんが、長年にわたり金融機関に在籍し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、これらの知見、経験を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役役に選任しております。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
鳥居 明	○	○	——	鳥居明氏は、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役役に選任しております。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
橋本 学		○	——	橋本学氏は、長年にわたり金融機関に在籍し、また、常勤監査役としての職務も経験されているので、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、これらの知見、経験を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役役に選任しております。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務の補助は、管理本部総務部が行っております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新
--

代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査室が内部監査計画に基づき、各部門の業務執行状況について適法性・妥当性・効率性等の観点から、内部統制にかかる監査を実施しております。これらの内部監査の結果は、コンプライアンス・リスクコントロール委員会に報告するとともに、監査等委員会監査との連携も図っております。なお、監査等委員会及び内部監査室は、内部統制の有効性を高めるために随時、情報交換を行うなど緊密な連携を保っております。また、会計監査人と監査等委員会及び内部監査室においても、会社法及び金融商品取引法に基づく法定監査の結果報告に加え、必要の都度相互の情報交換、意見交換を行うなどの連携を通じて監査の実効性と効率性を確保するよう努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5名
-------------------------	----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

業績連動型株式報酬は、対象期間中の中期経営計画に定める会社業績等の数値目標の達成率等に応じた当社普通株式等の交付等を、株主総会で承認された金銭報酬債権の上限額及び普通株式数の上限数内で、監査等委員会における審議結果を踏まえ取締役会の決議により決定します。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

経営陣幹部・取締役(社外取締役、監査等委員は除く)の報酬については、役割や責任に応じた固定報酬と、会社業績や経営計画に連動性を確保した業績連動報酬、及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることなどを目的とした、対象期間中の中期経営計画に定める会社業績等に連動する業績連動型株式報酬にて構成されています。社外取締役、監査等委員に関しては、固定報酬のみとしております。

監査等委員を除く取締役の固定報酬については、株主総会で承認された報酬枠のなかで取締役会の決議により決定し、業績連動報酬については、毎年の業績・経営環境を考慮しつつ、取締役の報酬枠の範囲内で、取締役会の決議により決定します。業績連動型株式報酬は、対象期間中の中期経営計画に定める会社業績等の数値目標の達成率等に応じた当社普通株式等の交付等を、株主総会で承認された金銭報酬債権の上限額および普通株式数の上限数内で、監査等委員会における審議結果を踏まえ取締役会の決議により決定します。監査等委員の報酬については、株主総会で承認された報酬枠のなかで、監査等委員会にて協議、決定します。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役への情報伝達は、主として常勤の特定監査等委員が行います。また、取締役会の開催に際し事前の説明や資料提供が必要な場合には、取締役会の事務機関である管理本部総務部から資料等を提供するなど、各取締役及び担当部署からの情報伝達も行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
—	—	—	—	—	—

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名
--------------------------	-----

その他の事項

当社は、2018年2月に開催した取締役会の決議をもって相談役・顧問制度を廃止いたしました。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 業務執行の機能に係る事項

取締役会は、取締役8名で構成され、原則月1回の定例取締役会と必要に応じた臨時取締役会を開催し、少人数による迅速かつ適切な運営ができる体制にしております。業務執行取締役は取締役会から委任された範囲における業務執行責任を有し、代表取締役社長が会社の業務を統括し、各取締役は、業務執行全般について代表取締役社長を補佐するほか、取締役会から委任された部門における業務執行権限と責任を有しております。

また、経営上の重要な事項については、グループ経営会議において慎重に協議するとともにグループ会社全体の意思統一を図っております。上記のほか、代表取締役社長を議長としたコンプライアンス・リスクコントロール委員会を設置し、コンプライアンス・リスクコントロールに関する推進活動、教育・研修等を行うことによりコンプライアンス・リスクコントロール体制の構築・改善に努めております。なお、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、8名以内とする旨を定款で定めております。

- 取締役会
- ・目的: 経営戦略・事業計画の執行に関する最高意思決定機関として、経営の適法性・妥当性・効率性を確保することを目的として開催します。
 - ・構成メンバー: 議長である代表取締役社長 塚本厚志のほか、業務執行取締役2名(山本剛、富田孝行)、社外取締役2名(谷間真、河合順子)、監査等委員である取締役3名(坂本朗、鳥居明、橋本学)で構成されております。
 - ・活動状況: 原則月1回開催し、その他必要に応じて適宜開催しております。

- グループ経営会議
- ・目的: 当社及びグループの経営方針、業務遂行上の方針を協議、策定、決定し、経営活動を効率的に推進することを目的として開催します。
 - ・構成メンバー: 議長である代表取締役社長 塚本厚志のほか、業務執行取締役2名(山本剛、富田孝行)、常務執行役員2名(西崎昭、永田嘉弘)で構成されております。
 - ・活動状況: 原則月1回開催し、その他必要に応じて適宜開催。

- コンプライアンス・リスクコントロール委員会
- ・目的: コンプライアンス、リスク体制に関する現状確認、改善策を協議し、充実・強化を目的として開催します。
 - ・構成メンバー: 議長である代表取締役社長 塚本厚志、業務執行取締役2名(山本剛、富田孝行)、常務執行役員2名(西崎昭、永田嘉弘)のほか、部室長、子会社社長で構成されております。
 - ・活動状況: 原則3ヶ月に1回開催し、その他必要に応じて適宜開催しております。

(2) 監査・監督の機能に係る事項

当社は、監査等委員会および会計監査人を設置しております。監査等委員会は、監査等委員3名(内、社外取締役3名)で構成されております。監査等委員は、監査等委員会で決議された監査の方針・計画に基づき、取締役の職務の執行並びに会社の業務や財産の状況を監査し、計算書類等に関しては会計監査人からの報告に基づき監査を行っております。監査の実施にあたっては、取締役会に出席し、適宜意見を述べるほか、役員に対して報告を求め、書類・記録等を閲覧し、あるいは重要な会議に出席するなど、必要に応じ適切に行っております。また、当社は業務執行部門から独立した内部監査室が、代表取締役社長に承認された内部監査計画に基づいて実施する内部監査を通じて会社の業務実施状況を把握し、すべての業務が法令・定款および社内規程に準拠して、適正・妥当かつ合理的に行われているか、また会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正普遍に調査・検証することにより、不正過誤を防止し、会社の財産の保全並びに経営効率の向上に努め、監査結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査等委員に適時に報告いたします。上記のほか、当社は、重要な法務的課題やコンプライアンスに関する事象については、必要に応じて外部の顧問弁護士に相談し、適時アドバイスを受けます。なお、当社の監査等委員は、5名以内とする旨を定款で定めております。

監査等委員会

- ・目的: 監査等委員の固有の権限の行使を妨げない範囲で監査に関する重要事項の報告、協議並びに決議を行うことを目的として開催します。
- ・構成メンバー: 議長である常勤監査等委員 坂本朗のほか、監査等委員2名(鳥居明、橋本学)で構成されております。
- ・活動状況: 原則月1回開催し、その他必要に応じて適宜開催しております。

会計監査人の状況

- 監査法人の名称
EY新日本有限責任監査法人
- 継続監査機関
2008年4月以降
- 業務を執行する公認会計士
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 神前泰洋
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 滑川雅臣
- 監査業務に係る補助者の構成
公認会計士14名 公認会計士試験合格者等17名 その他4名
- 監査法人の選任方針と理由
監査等委員会は会計監査人の選定に際しては、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制が整備されていること、当社の事業内容やリスクを十分に理解し継続的に高品質な監査が遂行できること、監査報酬が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断します。
また、会計監査人に、会社法・公認会計士法等の法玲に違反・抵触した行為または公序良俗に反する行為があったと判断した場合、及び職務の執行に支障があると判断した場合、監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とします。
- 監査等委員会による会計監査人の評価
監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」などを踏まえ、会計監査人の品質管理、監査チーム、監査報酬などについて、総合的に評価しております。

内部監査室

- ・目的: 業務執行の適正性及び効率性を確保するために業務執行部門から独立した内部監査室を設置しております。
- ・構成メンバー: 常務執行役員 内部監査室長 永田嘉弘
- ・機能: 代表取締役社長に承認された内部監査計画に基づく内部監査を通じて会社の業務執行状況を把握し、業務が法令・定款及び社内規程に準拠して妥当であるかを公正普遍に調査・検証しています。

(3) 責任限定契約の内容

当社は、業務執行取締役以外の取締役である谷間真、河合順子、坂本朗、鳥居明及び橋本学との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金5百万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実及び迅速な意思決定を行い、経営の効率性を高めることにより、更なる企業価値の向上を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する、機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページにおいて、招集通知の英訳を掲載しております。
その他	〔株主総会のビジュアル化〕 ビデオ映像による事業報告や、招集通知に図表やカラー表示を取り入れる等、株主総会に出席された株主の皆様が理解が深まる施策に取り組んでおります。 〔その他〕 株主総会終了後、出席された株主の皆様を対象とした健康イベントの開催を通じ、健康づくりのサポートや健康管理に関する情報の発信に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上に掲載しております。 https://corp.cocokarafine.co.jp/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回、証券会社や日本アナリスト協会が企画する個人投資家向け会社説明会へ参加し、企業概要及び経営戦略の説明、質疑応答を行っております。また、その説明会動画をホームページ上で配信しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を半期ごとに実施しており、またその説明会のスクリプトや動画をホームページ上で配信しております。この他、国内機関投資家への個別訪問、電話会議、来社へ対応し、決算概要及び経営戦略の説明、質疑応答を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州・アジアにて主要な投資家への個別訪問や、証券会社主催のカンファレンスへ参加しており、決算概要および経営戦略の説明、質疑応答を行っております。この他、海外機関投資家との電話会議、来社への対応も行っております。また、決算説明会の英文版スクリプトや英文版説明会資料、月次売上等を英文版ホームページに掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信や適時開示文書、決算説明会資料及びその説明会の動画配信、月次売上等の近況報告等を掲載しております。 https://corp.cocokarafine.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: コーポレートリレーション部 IR担当者: 上席執行役員 コーポレートリレーション部長 森俊一	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「人々のココロとカラダの健康を追求し、地域社会に貢献する」という経営理念のもと、「CSR基本方針」や「倫理綱領」などを定め、そのもとで、各ステークホルダー（お客様、ビジネスパートナー、地域社会など）の利害を尊重して企業活動に取り組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	予防から医療にいたるまでトータルな健康促進をサポートし、健康に関わる事業を営む私たちにできることを最大限活かし、国民の健康促進に貢献することによりCSR(企業の社会的責任)を果たしていきたいと考えており、事業会社において健康セミナーの開催や認知症サポーター育成プロジェクトへの参加などを行っております。これらの活動は「CSR委員会」(当社グループの企業価値・ブランド価値を向上させることを目的に設置された機関)の管理のもと計画的に実施しております。 また、社会的課題である持続可能な開発目標「SDGs(Sustainable Development Goals)」の実現に向けて、さらなる貢献を目指します。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべてのステークホルダーに対して、金融商品取引法並びに株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則に則り、適時適切な情報提供を行います。また、情報開示の基準などに関して、ディスクロージャーポリシーを策定しホームページ上で開示しております。
その他	当社は、「健康経営部会」(CSRの中核課題である「人権・労働慣行」「地域社会への貢献」に基づき、従業員の健康増進に積極的に寄与し、ひいては地域社会の健康増進につなげていくことを目的に設置した機関)を通じて、全従業員と家族が「生き生きと生活できる環境づくりのため、「ココカラヘルスキャンペーン」に取り組んでおります。 具体的には、血糖対策(血糖値が異常である従業員に対する改善プログラムの実施など)、感染症対策(専門家指導のもと正しい手洗いの周知・徹底、インフルエンザ予防接種推進など)、禁煙対策(当社施設内の全面禁煙、喫煙者の禁煙プログラムの実施など)、睡眠ケア(睡眠の質向上が期待できるサプリメントのモニター実施など)といった施策に取り組んでおります。 これらの取組みが評価され、2019年に経済産業省より、従業員の健康に関して一定基準を満たす優良企業に与えられる「健康経営優良法人ホワイト500」に認定されました。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの整備に関する基本方針

(1) 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社は、「倫理綱領」を定め、企業が存立を継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役員および従業員が公平で高い倫理観に基づいて行動し、「良き企業市民」として広く社会から信頼されるよう、以下の体制にて取り組んでいます。

代表取締役社長を議長とするコンプライアンス・リスクコントロール委員会にてコンプライアンス並びにリスクに関して検討・対処し、重要な事項については代表取締役社長が主宰するグループ経営会議にて重ねて審議すること等を中心としてコンプライアンスの推進、教育・研修を行います。

代表取締役社長直属の内部監査室が定期的及び随時実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令・定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また会社の制度・組織・諸規程が妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社の財産の保全並びに経営効率の向上を図り、内部統制システムの構築・改善に努めます。

外部専門機関を通報窓口とする内部通報制度(リスクホットライン)を設け、社内の自浄作用による問題の早期是正を図ります。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済活動や社会の発展を妨げる反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫くとともに、あらゆる関係の排除に努めます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会、グループ経営会議をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び文書管理規程等に基づきその保存媒体に応じて適正かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理いたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社は、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生の可能性に応じ、事前に適正な対応策を準備する等、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応をとってまいります。当社及び当社子会社は、リスク管理体制の重要性を認識し、その基礎としてコンプライアンス・リスク管理規程を定めるとともに、代表取締役社長が主宰するグループ経営会議やコンプライアンス・リスクコントロール委員会において、リスクの管理に関する重要事項を審議する等リスク管理体制の充実を図ってまいります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社は、会社全体の将来ビジョンと目標を基本としつつ、環境変化に対応して中期経営計画及び単年度経営計画を策定いたします。これら経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図ってまいります。また、代表取締役社長が主宰するグループ経営会議を設け、取締役会の議論を充実させるべく事前審査を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社の業務の執行および施策の実施等について審議し、意思決定を行ってまいります。取締役の職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及び責任・執行手続きの詳細について定め、効率的に職務が執行できる体制とします。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ会社管理規程にて、子会社に対する適正な経営管理を行うための管理体制、及び報告事項等を定めております。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべく使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

当社には、現在、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人はおりませんが、監査等委員会から求められた場合には、監査等委員会と協議のうえ合理的な範囲で配置することにしております。なお、当該使用人を置いた場合には、その任命・解任・評価・人事異動・賃金の改定について監査等委員会の同意を得ることにより監査等委員でない取締役からの独立性を確保するものとしています。

(7) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用、または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の遂行について生じる費用の前払、または償還の手続その他の当該職務について生じる費用または償還の処理については、監査等委員の請求等に従い速やかに処理することとしております。

(8) 監査等委員でない取締役及び使用人が、監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する報告体制及びその他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社の監査等委員でない取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査等委員会に報告することにしております。監査等委員会は、取締役会ほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常勤監査等委員がグループ経営会議などの重要な会議に出席し、必要に応じて監査等委員でない取締役または使用人に業務執行状況に関する説明を求めます。また、常勤監査等委員が当社の会計監査人から監査内容についての説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図っております。

また、内部通報制度による通報情報や不正事故等についても、内部監査室長が代表取締役社長及び常勤監査等委員へ報告することにしております。また、内部通報による通報を理由に通報者に不利益を課してはならないことを社内規程で定めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、取引や資金提供を一切行わないこととしております。当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた体制としては、管理本部総務部を統括対応窓口とし、グループ一体となり対応する体制を構築しております。また、店舗を管轄する警察署、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士及び株主名簿管理人等の外部機関との情報交換や各種研修会への参加等により連携を強化し、社内啓蒙を行うなど社内体制の強化に努めております。

なお、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、直ちに管轄警察へ情報提供し、顧問弁護士等の外部機関と連携して組織的に対処します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

■ 適時開示体制の概要

当社の適時開示に係る社内体制の状況は次の通りです。

(1) 社内体制

決定事実及び決算に関する情報につきましては、所定の決議機関への付議を行う前に、事務局である管理本部総務部へ報告する体制をとっております。発生事実に関する情報につきましては、当該事実発生後、情報収集に関する社内制度により速やかに管理本部総務部に報告する体制をとっております。このように管理本部総務部にて、適時開示が必要となる情報の集約を行っております。

管理本部総務部で集約した情報は、適時開示を含む情報開示を統括するコーポレトリレーション部長に速やかに報告が行われ、「適時開示規則」に照合、開示必要性の有無を検討する体制をとっております。

(2) 適時開示手続

決定事実及び決算に関する情報につきましては、各子会社社長・部門長等が所定の決議機関に付議、決定後、開示しております。

発生事実に関する情報につきましては、当該事実を認識した各子会社社長・部門長等から、管理本部総務部に集約されます。コーポレトリレーション部長に速やかに報告され、開示必要性の有無を検討し、開示が必要と判断した場合には、代表取締役社長に報告を行うとともに、開示手続を取っております。その後改めて、取締役会へ報告が行われます。

情報開示の方法は、コーポレトリレーション部がTDnet登録、主要新聞社への配信、記者会見、当社ホームページへの掲載などにより行っております。

(3) 適時開示体制の維持とモニタリングの整備

当社は内部監査部門として、代表取締役社長直轄組織の内部監査室を設置し、当社の各部門及び各子会社に対し、業務の適正な運営がなされているか計画的に監査を行うとともに、不正過誤を防止し、業務の改善、能率の向上に努めております。

適時開示体制につきましては、東京証券取引所、主幹事証券会社、株式事務代行機関、顧問弁護士との連携に努めるほか、当社の内部監査室が、監査等委員会、並びに会計監査人とも適宜連携を取り、監査体制を向上させることで、迅速、正確かつ公平な会社情報の適時開示体制を構築しております。

■ コーポレート・ガバナンスの充実に向けての今後の検討課題

任意の諮問委員会は設置しておりませんが、現在、その設置を積極的に検討しております。

＜コーポレート・ガバナンス体制についての模式図＞



